

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市景観法及び北九州市都市景観条例の施行に関する規則の一部を改正する規則【建築都市局総務部都市景観課】 3

◇ 告 示

- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2件）【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 4

◇ 人事委員会

- 北九州市職員の退職管理に関する規則及び級別職務に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 6

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市景観法及び北九州市都市景観条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

関門景観形成地域内において建築等を行う建築物のうち、景観法の規定による届出をした者に対する通知等に係る北九州市都市景観条例の規定を適用しないものを定めることにしました。

この規則は、令和2年6月11日から施行することにしました。

北九州市景観法及び北九州市都市景観条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月11日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第50号

北九州市景観法及び北九州市都市景観条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

北九州市景観法及び北九州市都市景観条例の施行に関する規則（平成21年北九州市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（法に基づく届出をした者に対する通知等）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第4条の2 条例第8条の2第3号の規則で定める用途に供する建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 劇場、映画館、演芸場、公会堂及び集会場
- (2) 展示場
- (3) ホテル及び旅館
- (4) 公衆浴場

第5条各号列記以外の部分中「に規定する規則」を「の規則」に、「次」を「前条各号」に改め、同条各号を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第 269 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 2 年 6 月 11 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

乙丸自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	野口和夫	北九州市若松区大字乙丸 9 8 4 番地
変更後	久野康彦	北九州市若松区大字乙丸 1 8 6 番地 1

3 変更年月日

令和 2 年 4 月 1 日

北九州市告示第 270 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 2 年 6 月 11 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

上の原自治区会第八町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	若原敦朗	北九州市八幡西区上の原四丁目 30 番 6 号
変更後	寺中雄児	北九州市八幡西区上の原四丁目 28 番 13 号

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市八幡西区上の原四丁目 30 番 6 号
変更後	北九州市八幡西区上の原四丁目 28 番 13 号

4 変更年月日

令和 2 年 4 月 12 日

北九州市職員の退職管理に関する規則及び級別職務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月 1 1 日

北九州市人事委員会委員長 河 原 一 雅

北九州市人事委員会規則第 6 号

北九州市職員の退職管理に関する規則及び級別職務に関する規則
の一部を改正する規則

(北九州市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第 1 条 北九州市職員の退職管理に関する規則（平成 2 8 年北九州市人事委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 号中「東部農業委員会及び西部農業委員会」を「農業委員会」に改める。

(級別職務に関する規則の一部改正)

第 2 条 級別職務に関する規則（平成 2 8 年北九州市人事委員会規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の備考中「、東部農業委員会及び西部農業委員会」を「及び農業委員会」に改める。

付 則

この規則は、令和 2 年 7 月 1 8 日から施行する。